

10月1日から

幼稚園・保育園・認定こども園などの利用料が無償化されます

10月1日から、主に3歳～5歳を対象にした幼児教育・保育の無償化が始まります。対象範囲や金額は利用するサービスや住民税の課税状況などで異なります。

【問い合わせ】教育委員会子ども課(☎45・1311内線344)

※児童発達支援等の無償化は「障がい福祉課」(☎24・2111内線512)

無償化の期間

・3歳になって最初の4月1日から3年間
※幼稚園利用者は3歳になった日から卒園まで
・住民税非課税世帯のお子さんは0～2歳も対象

幼稚園・保育園・認定こども園などを利用するお子さん

対象 幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育(小規模保育事業所、事業所内保育事業所など)に通う①3～5歳児(幼稚園利用者は3歳になった日から)②住民税非課税世帯の0～2歳児

利用料 ①無償(幼稚園は月2万5700円まで無償)②無償

※送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者負担です

食材料費の負担 これまで、保育園・認定こども園を利用するお子さんの食材料費のうち、主食費(ご飯)は実費負担、副食費(おかず・おやつなど)は利用料に含まれていました。10月1日から3歳児以上の利用料は無償となりますが、副食費は主食費に加えて原則利用する施設にお支払いいただきます。住民税非課税世帯の0～2歳児は食材料費も無償化となります。

※支払い方法は各園にお問い合わせください。世帯の収入状況や多子の状況により、住民税が課税されている世帯の副食費が免除になる場合があります

現行		10月1日から	
保育園	幼稚園	無償化	
利用料	利用料	幼稚園は月25,700円まで	
副食費	副食費	副食費 おかず、おやつなど	
送迎費 主食費 など	送迎費 主食費 など	送迎費 主食費 など	

※調理に係る人件費は無償化後も公費負担です

児童発達支援等を利用する障がいのあるお子さん

対象 児童発達支援等を利用する①3～5歳児②住民税非課税世帯の0～2歳児

※幼稚園・保育園・認定こども園などの無償化や、幼稚園の預かり保育の無償化と併用できます

利用料 ①②とも無償

●児童発達支援事業所：イーハトーブ養育センター、県立療育センター(矢巾町)など

認可外保育施設などを利用するお子さん

対象 認可外保育施設、一時預かり事業、病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用する①3～5歳児②住民税非課税世帯の0～2歳児

※保育園・認定こども園・地域型保育の無償化を受ける場合は対象外

利用料 ①月3万7千円まで無償②月4万2千円まで無償

※無償化を受けるためには市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。詳しくは利用している施設または教育委員会子ども課にお問い合わせください

幼稚園の預かり保育を利用するお子さん

対象 公私立幼稚園の預かり保育を利用する3～5歳児(住民税非課税世帯は3歳になった日から)

利用料 月1万1300円まで無償(住民税非課税世帯は月1万6300円まで無償)

※無償化を受けるためには市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。詳しくは利用している施設または教育委員会子ども課にお問い合わせください

*「保育の必要性の認定」には、就労などの要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

*第3子以降の保育料が今回の無償化の対象とならない場合は、その保育料などの全額または2分の1を助成します。詳しくは、教育委員会子ども課へお問い合わせください。

「赤ちゃんの駅」を貸し出します

市内で開催するイベントに、乳幼児の授乳やオムツ交換を行うための「赤ちゃんの駅」を貸し出します。

【対象】 市内で実施するイベントの主催団体

【貸出期間】 最長7日間

【貸出物品】 テント、オムツ交換台、折りたたみベンチ、テント用重り

【申し込み方法】 教育委員会子ども課で配布する申請書を、イベント開催日の6カ月～7日前に同課へ提出

※申請書は市ホームページに掲載しています

【使用料】 無料

【問い合わせ】 教育委員会子ども課(☎45-1311内線345)

